応募説明書

事故車等排除業務に係る協定締結会社の募集について (小型車・大型車)

中日本高速道路株式会社 名 古 屋 支 社

1. 事故車等排除業務の内容

(1) 中日本高速道路株式会社名古屋支社の管理する高速道路(以下「高速道路」といいます。) における次の業務(以下「排除業務」といいます。) とします。どちらか一方の排除業務への参加でも可能です。

<小型車の排除業務:次の①又は②の業務>

- ① 故障、交通事故の原因により停止している小型車(車両総重量が概ね3 t 未満の車両)に対する排除(引き起こし、けん引等)及び軽微な修理等(危険を伴わない範囲の軽微な修理、燃料油脂等の補給等)の作業(以下「排除作業」といいます。)並びにこれらに附帯する業務
- ② 第三者に上記①の排除作業の実施を取り次ぐ業務(以下「取次ぎ」といいます。)及びこれに附帯する業務

<大型車の排除業務:次の①又は②の業務>

- ① 故障、交通事故の原因により停止している大型車(車両総重量が概ね3 t 以上の車両)に対する排除作業及びこれに附帯する業務
- ② 上記①の排除作業の取次ぎ及びこれに附帯する業務 ※「附帯する業務」とは、弊社への通報・連絡、安全確保のための排除作業現 場の明示、排除業務の記録・報告、協力業務等をいいます。
- (2) 協定の期間 平成30年3月31日までとします。 なお、協定の始期については、準備に要する期間を勘案して定めます。
- (3) 留意事項
 - ① 排除業務に係る料金は申請時に提出された料金表によるものとする。
 - ② 排除業務にあたる車両の通行料金は有料とします。
 - ③ 排除業務は原則としてお客様との直接交渉となりますので、排除業務にあたってのお客様とのトラブル、現場で排除業務を実施するべき事故車等が発見できない場合の費用等について、弊社は一切関与しません。
 - ④ 排除業務の実施に係る出動要請は、原則として事故等当事者の選択によるものです。ただし、事故等当事者の意思が確認できない場合や緊急を要する場合は、原則として事故車等の位置、状況、協定締結会社の出動基地の所在地等を勘案し、当該事故車等の排除にあたって迅速な作業が可能であり、かつ当該排除作業現場に最も早く到着が可能な協定締結会社に弊社から出動要請を行うこととなります。したがって、本協定は、各協定締結会社に対し出動を約束するものではなく、出動要請の多寡について弊社が保障するものではありません。※詳しくは、「協定書」をご参照ください。
 - ⑤ 協定の有効期間の中間時期において、中間検査を実施致します。弊社に申請書類等に より届出されている事項について、変更等が生じていないか出動基地等の現地踏査等により確認させて頂きますので、立会い等のご協力をお願い致します。(なお、有効期間が3年未満の場合には中間検査を実施しない場合があります)

2. 排除業務実施区間、区分及び担当保全・サービスセンター

別紙一覧表

なお、事故車等排除業務参加申請書において同意を得られた協定締結会社について は、別紙に記載する排除業務実施区間の境界に位置するインターチェンジ(以下「境界 インターチェンジ」という)から更に2インターチェンジ分の区間について出動要請をできるものとします。事故車等排除業務参加申請書において、各排除業務実施区間の境界インターチェンジから2インターチェンジ分の区間について出動可能な区間を記載願います。(なお、追加する2インターチェンジの区間については、中日本高速道路株式会社が管理する高速道路を限度とする。)

3. 申請できる方

次の(1)に掲げる欠格要件に該当しない方は、(2)の申請の形態に応じて申請できます。また、審査については(3)の審査要件に基づき行うものとします。

(1) 欠格要件

- ① 協定を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、協定締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- ② 経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- ③ 事故車等排除業務参加申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし 又は重要な事項について記載をしなかった者。
- ④ 警察当局により、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共事業等からの排除要請等の対象とされた法人。また、当該法人を一部委託先又は取次ぎ先に使用した者。
- ⑤ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しない者。
 - イ 排除業務の実施にあたり、不正な行為を行い、かつ著しく弊社の信用を失墜 せしめた者。
 - ロ 公正な公募を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者。
 - ハ 公募により選定された者が弊社と協定を締結すること又は協定締結会社が排 除業務を実施することを妨げた者。
 - ニ 排除業務の実施にあたり、弊社職員若しくはその命を受けた者の職務の執行 を妨げ、又はその指示に従わなかった者。
 - ホ 協定締結会社の実績を有する者で、協定期間中において正当な理由がなくて 排除業務を実施しなかった者。
 - へ 弊社に提出した書類について虚偽の記載をした者。
 - ト その他弊社に著しい損害を与えた者
 - チ 排除業務の履行に当たり、イートの一に該当する事実があった後2年を経過 しない者を一部委託先又は取次ぎ先に使用した者

(2) 申請の形態

- ① 単独申請・・・申請者自ら排除作業を行う場合で、第三者に排除作業の一部を委託しない形態
- ② 一部委託申請・・・申請者自らが排除作業を行う場合で、第三者に排除作業の一部を委託する形態(タイヤ修理、給油などの軽微な修理や、自動二輪車への対応を他社との協力で実施する場合も、これに該当します。)(排除作業の一部を委託する第三者を「一部委託先」という。)
- ③ 取次ぎによる申請・・・申請者自らは排除作業を実施せず、提携する第三者(以下「取次ぎ先」といいます。)に排除作業の実施を取り次ぐ形態

(3)審査要件

別表 (審査要件) のとおり

4. 一部委託申請又は取次ぎによる申請の場合の注意事項

- (1) 弊社との協定を締結した場合、排除業務の実施に関する弊社からの連絡等は、協定締結者(申請者)に行うこととなります。
- (2) 一部委託先又は取次ぎ先に対する責任は、協定締結者(申請者)が負うことになります。
 - ※詳しくは、「協定書」をご参照ください。

5. 申請書類

提出を要する申請書類は、以下のとおりです。なお、申請書類のうち「事故車等排除 業務参加申請書」及び「料金計算例」は、**弊社指定の様式**とします。

(1) 事故車等排除業務参加申請書

小型車又は大型車の区分及び申請の形態に応じて、下表のとおりです。

	/	申請の形態			
		単独申請	一部委託申請	取次ぎによる申請	
区分	小型車	様式3-1	様式4-1	様式5-1	
	大型車	様式3-2	様式4-2	様式5-2	

- ※異なる区分に申請する場合、それぞれの申請書が必要となります。
- (2) 法人登記簿謄本(一部委託先又は取次ぎ先の法人登記簿謄本を含みます。個人の場合は、市区町村が発行する住民票の写し)
- (3) 印鑑証明書
- (4) 申請する年の直前の営業年度の財務諸表類(個人の場合は、これに類する書類) 及び納税証明書の写し(未納の税額のないことの証明書)(個人の場合:「申告所 得税」及び「消費税及び地方消費税」 法人の場合:「法人税」及び「消費税及 び地方消費税」)
 - ※申請書提出後において追加の資料を求める場合がある。
- (5) 事故車等排除業務に係る料金表及び料金計算例 (小型車又は大型車の区分に応じて、それぞれ別記様式6-1又は6-2)
- (6) 排除作業に使用する車両 (一部委託先又は取次ぎ先が有するものを含みます。) の写真 (車両ナンバーの判別が可能なもの)
- (7)上記(6)の車両の自動車検査証の写し
- (8) 上記(6) の車両が改造を施している場合は、改造自動車届出書の写し又はレッカー車吊り上げ能力計算書
- (9) 自動車検査証に記載された所有者又は使用者の名義が申請者、一部委託先又は取 次ぎ先と異なる場合は、当該車両に関する権利を証明する書類(リース契約書等 の写し)
- (10) 排除作業従事者(一部委託先又は取次ぎ先の排除作業従事者を含みます。以下同じです。)の自動車運転免許証の写し
- (11) 排除作業従事者が有する排除作業に関係する資格等(クレーン運転士免許、自動車整備士、玉掛け技能講習修了等)の証明書等の写し
- (12) 会社概要書、又はこれに類する書類(一部委託先又は取次ぎ先のパンフレット等を含みます。)
- (13) 出動基地 (一部委託先又は取次ぎ先の出動基地を含みます。) から最寄りインターチェンジまでの経路を明示した図 (縮尺1/10,000程度)

6. 提出部数

1申請ごとに各2部(正副各1部)(小型車及び大型車の両方に申請の場合は、各2 部の計4部)

7. 提出方法

- (1) 申請書類は希望する排除業務実施区間を担当する保全・サービスセンター(受付場所)まで必要部数を必ず持参してください。(郵送及び電送不可)
- (2) 申請書類を保全・サービスセンターに持参される場合、事前に保全・サービスセンターあてご連絡のうえ、受付の日時等をご確認くださいますようお願いします。
- (3) 受付は面接形式にて行います。記載内容について説明を求める場合がありますので、申請書類の提出に際しては記載内容について熟知された方が来られるようお願いします。

8. 申請に関する留意事項

- (1) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担となります。
- (2) 提出された申請書類は、返却いたしません。
- (3) 提出された申請書類は、排除業務に係る協定締結会社選定の目的以外には申請者に無断で使用いたしません。
- (4)後日、記載内容確認のため、現地調査又は聞き取り調査を行いますのでご了承ください。
- (5) 申請書類に虚偽の事項を記載したことが発覚した場合には、協定を解除することとなります。
- (6) 申請書類の提出後、記載内容に変更があった場合には、変更事項について、速やかに申請書類を提出された受付場所へ文書で届け出てください。(郵送及び電送 不可)

9. 申請書類の受付

- (1) 期 間 平成25年4月1日(月)から平成30年3月31日(土)まで (十・日・祝日を除く)
- (2)時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (3)場所 担当保全・サービスセンター(複数の排除業務実施区間への申請を希望される場合は、それぞれの担当保全・サービスセンターに別々に申請するようお願いします。)

10. 協定の締結

提出された申請書類及び調査結果等の内容を踏まえ、協定を締結することとします。

11. 申請に関する問い合わせ先

≪お問い合わせ先≫

別紙一覧表の担当保全・サービスセンター 又は、

名古屋支社 保全・サービス事業部交通管制チーム

所在地 〒491-8526 愛知県一宮市丹陽町九日市場字竹の宮204

TEL: 0586-76-1125

以 上

排除業務実施区間、区分及び担当保全・サービスセンター(別紙一覧表)

排除業務実施区間、区分及び担当保全・サービスセンター(別紙一覧表)						
排除業務実施区間	区分	担当保全・サービスセンター	所在地及び電話番号			
東名高速道路 豊川 IC〜豊田 IC 新東名高速道路 新城 IC〜豊田東 JCT 伊勢湾岸自動車道 豊田東 JCT〜飛島 IC 東海環状自動車道 豊田東 JCT〜豊田松平 IC 名古屋第二環状自動車道 名古屋南 JCT〜有松 IC	小型車 大型車	豊田保全・サービスセンター	〒470-1202 愛知県豊田市渡刈町大屋敷 5 7 (豊田東 IC 内) TEL: 0565-21-0937 (代表)			
東名高速道路 豊田 IC~春日井 IC 名古屋第二環状自動車道 名二環名古屋 IC~名古屋西 IC 有松 IC~上社 JCT	小型車 大型車	名古屋保全・サービスセンター	〒465-0045 愛知県名古屋名東区姫若町 5 7 (名古屋 IC 内) TEL:052-702-7801(代表)			
中央自動車道 中津川 IC~伊北 IC	小型車 大型車	飯田保全・サービスセンター	〒395-0151 長野県飯田市北方856-1 (飯田 IC 内) TEL:0265-25-7288(代表)			
中央自動車道 小牧東 IC~中津川 IC 東海環状自動車道 豊田松平 IC~可児御嵩 IC	小型車 大型車	多治見保全・サービスセンター	〒507-0052 岐阜県多治見市光ヶ丘 5 - 2 8 (多治見 IC 内) TEL:0572-23-3281(代表)			
東名高速道路 春日井 IC~小牧 IC 名神高速道路 小牧 IC~関ヶ原 IC 中央自動車道 小牧 JCT~小牧東 IC 東海北陸自動車道 一宮 JCT~一宮木曽川 IC 東海環状自動車道 養老 IC~大垣西 IC	小型車 大型車	羽島保全・サービスセンター	〒501-6236 岐阜県羽島市江吉良町字鍵田 2 5 7 8 - 1 (岐阜羽島 IC 内) TEL:058-398-3361(代表)			
名神自動車道 関ヶ原 IC〜八日市 IC 北陸自動車道 木之本 IC〜米原 JCT	小型車 大型車	彦根保全・サービスセンター	〒522-0023 滋賀県彦根市原町714-1 (彦根 IC 内) TEL:0749-22-1941(代表)			
東海北陸自動車道 一宮木曽川 IC~郡上八幡 IC 東海環状自動車道 可児御嵩 IC~関広見 IC	小型車 大型車	岐阜保全・サービスセンター	〒504-0934 岐阜県各務原市大野町1-222 (岐阜各務原 IC 内) TEL:0583-82-1271(代表)			

排除業務実施区間	区分	担当保全・サービスセンター	所在地及び電話番号
東海北陸自動車道 郡上八幡 IC~白川郷 IC	小型車 大型車	高山保全・サービスセンター	〒506-0205 岐阜県高山市清見町夏厩318 (飛騨清見 IC 内) TEL:0577-67-3261(代表)
東名阪自動車道 名古屋西 IC〜伊勢関 IC 伊勢湾岸自動車道 飛島 IC〜四日市 JCT 新名神高速道路 亀山 JCT〜甲賀土山 IC 四日市 JCT〜新四日市 JCT 東海環状自動車道 新四日市 JCT〜東員 IC	小型車 大型車	桑名保全・サービスセンター	〒511-0854 三重県桑名市大字蓮花寺字鍋谷608-2 (桑名 IC 内) TEL:0594-23-3561(代表)
伊勢自動車道 伊勢関 IC〜伊勢 IC 紀勢自動車道 勢和多気 JCT〜紀伊長島 IC	小型車 大型車	津保全・サービスセンター	〒514-1193 三重県津市久居明神町2670-2 (久居 IC 内) TEL:059-256-7683(代表)

[※]IC=インターチェンジ、JCT=ジャンクション